

平成 20 年 12 月 19 日

労働安全衛生法に基づく「プレス機械作業主任者能力向上教育」受講報告書

実習工場班 河野 厚志

1. はじめに

労働安全衛生法に基づく「プレス機械作業主任者能力向上教育」が、平成 20 年 12 月 4 日、静岡市葵区鷹匠 2-17-5、静基連会館において行われ、受講したので報告します。

2. 能力向上教育について

静岡県内におけるプレス機械災害は、全体として横ばい状態ではあるが一層のプレス機械作業の安全管理の向上が求められている。労働安全衛生法第 19 条の 2 では、プレス機械作業主任者について事業者による能力向上教育の実施又は他の機関で行うそれら教育を受ける機会を与えるよう規定している。

(社) 静岡県労働基準協会連合会では各種能力向上教育を実施しているが、プレス機械作業主任者能力向上教育を、資格取得後 4～5 年以上の経験者で当該教育に参加していない者に受講するよう参加を促している。

3. 能力向上教育の内容

(1)最近のプレス機械の特徴

(2)プレス機械作業の安全化とプレス機械の保守

(1),(2)は技能教育訓練ビデオ「プレス機械安全の基本」の視聴および能力向上教育用テキスト「新プレス機械作業主任者の実務」による講義の受講

(3)災害事例及び関係法令

能力向上教育用テキスト「新プレス機械作業主任者の実務」による講義の受講

(4)災害事例を基にしたグループ討議

災害発生原因の解明と防止策の検討

4. 所感

プレス機械は各種製造工程において広範囲に使用されており、技術の進展に伴い安全化されたプレス機械や安全装置が普及されている。今回の教育を受けたことにより、プレス機械の構造や安全装置について再認識することができた。

プレス機械災害の発生原因として、フートスイッチや安全装置の誤った使い方、安全装置の整備不良、安全管理の徹底不足などが挙げられる。安全化されたプレス機械であっても安全装置が無効であったり、整備不良があったりしては災害発生につながってしまう。そのようなことがないように、十分な管理をする必要があることを痛感させられた。